

大阪府環境審議会と大阪府自然環境保全審議会の統合について

大阪府環境審議会

【現 状】

- 設置根拠：大阪府環境審議会条例（環境基本法第43条（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関））
- 審議事項：府の環境保全に関する基本的事項
- 委員数：●審議会委員42名【条例上50名以内（学識経験者28名以内、府会議員8名以内、市町村長8名以内及び関係地方行政機関の長6名以内）】
- 設置部会：●水質測定計画部会10名

大阪府自然環境保全審議会

【現 状】

- 設置根拠：大阪府自然環境保全審議会条例（自然環境保全法第51条（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関））
- 審議事項：鳥獣保護法及び温泉法の規定によりその権限に属された事項
- 委員数：●審議会委員33名【条例上35名以内（学識経験者、府議会議員及び市町村長）】
- 設置部会：●温泉部会（部会委員9名）

条例改正で統合

(新)大阪府環境審議会

【概 要】

- 設置根拠：（改正）大阪府環境審議会条例
- 審議事項：府域における環境全般の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項
- 委員数：37人以内（学識経験者28名以内、府議会議員6名以内及び市町村長3名以内）
- 委員構成：府審議会委員の分野等を精査の上、決定する。
- 設置予定部会：I 定例部会：①水質測定計画部会 ②温泉部会、③野生生物部会の3部会
II その他部会：④必要に応じて設置する部会

改正のポイント

【第1条関係】

●大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）の設置規定に、自然環境保全法の規定を追加する。

【第2条関係】

●審議会の委員の資格（「関係地方行政機関の長」を委員から削除）および定数（府議会議員：8人以内→6人以内、市町村長：8人以内→3人以内）を変更する。（第2条関係）

【第3条、第5条、第8条及び第9条関係】

●審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、その任期、報酬等、必要な事項を定める。

【第6条関係】

●審議会に、新たに「温泉部会」及び「野生生物部会」を置くこととし、その審議事項等を定める。

【附則関係】

●施行日を平成16年6月1日とし、平成16年5月31日付けで大阪府自然環境保全審議会を廃止する。